

●補助対象経費

経費区分	内 容	備 考
報償費	講師謝礼金、出演料等	
旅費	講師・出演者の旅費	
広告宣伝費	チラシ・ポスター・パンフレットなど印刷物の制作費、印刷費、新聞折込み経費、メディア広告費等	安売り等のチラシは対象外とする。
会議室借用費	事前打合せ等に係る会議室借上費用	
会場借用費	会場の借上費	
会場設営費	会場の設営費	
通信運搬費	郵便、運搬に要する経費	
イベント費	景品購入費、アルバイトの給与等	景品に関しては景品表示法に基づく。
賃借料	機材等のレンタルに要する経費	
備品費	集客や回遊性向上に繋がる仕組み作りに伴う備品購入費用	汎用性の高いものは不可。 (PC、タブレット等)
光熱水費	水道、電気、ガス、燃料等の経費	他の目的に係る使用と区別できるものに限る。
消耗品費	事務用品等消耗品購入費	
保険料	イベント時の賠償責任保険料、損害保険料等	
委託料	イベントの運営、警備等に要する経費	対象事業費の50%以下とする。
プレミアム付商品券の販売	プレミアム付商品券を販売する額に上乗せして使用できる額	販売する額に5分の2を乗じて得た額を限度とする。
割引クーポン券の発行	商品等を購入する際に割引できる額	購入する額に3分の1を乗じて得た額を限度とする。
ポイントの発行	通常発行するポイント数に上乗せして発行するポイント数を円に換算した場合における円の額	通常発行するポイントの10倍までとする。
その他	市長が特に必要と認める経費	

次に掲げるものに該当する場合は、対象経費から除きます。

- ・消費税、地方消費税、印紙税などの税金
- ・販売を目的とした商品の仕入れに係る経費
- ・団体会員への人件費
- ・食糧費及び交際費に係る経費
- ・金券等の購入費
- ・汎用性のある備品購入に係る経費
- ・金融機関への振込手数料
- ・領収書が無い等用途不明な経費
- ・各団体の運営管理に関するもの
- ・その他社会通念上、適切でないと認められる経費